

# 住民監査請求の手引き

## 1 住民監査請求とは、何ですか？

住民監査請求とは、市長や市の職員などに財務会計上の違法又は不当な行為等がある時に、住民の方が、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正など必要な措置を講じるよう求めることができる制度です。(地方自治法第242条)

## 2 住民監査請求は、誰でもできますか？

住民監査請求は、境港市に住所を有する人、又は本店の所在地若しくは主たる事務所の所在地が境港市にある法人ができます。

## 3 住民監査請求は、どのようなものが対象となりますか？

住民監査請求の対象は、境港市長、境港市の行政委員会又は委員、境港市職員の次の①から⑥に記載する財務会計上の違法もしくは不当な行為又は怠る事実があると認めるもので、境港市に何らかの損害を与える行為又は怠る事実に限ります。

- ① 違法又は不当な公金の支出
  - ② 違法又は不当な財産（土地、建物、物品など）の取得・管理・処分
  - ③ 違法又は不当な契約（購入、工事請負など）の締結・履行
  - ④ 違法又は不当な債務その他の義務の負担（借入など）
  - ⑤ 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実（課税、徴収を怠るなど）
  - ⑥ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（土地の不当占拠の是正を怠るなど）
- ※ ①～④の行為については、相当の確実さをもって予測される場合を含みます。

「違法」とは法令の規定に違反すること、「不当」とは違法ではないものの行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいいます。

## 4 住民監査請求は、どのようにするのですか？

住民監査請求は、地方自治法施行規則第13条に規定された様式により調製された「請求書」（5～6ページ参照）に「事実を証明する書類」を添えて、境港市監査委員事務局までご持参いただくか、又は郵送で提出してください。

郵送先 〒684-8501  
境港市上道町 3000 境港市監査委員事務局

## 5 提出する書類は、何を書くのですか？

### (I) 請求書

請求書には、次の項目を記載してください。なお、請求者の氏名を自署（請求者本人が書くこと）することとされていますので、ご注意ください。

#### ① **誰か**

請求の対象となる職員を記載します。請求の対象となる職員は、境港市長、境港市の行政委員会又は委員、境港市職員に限られます。

請求の対象となる職員が特定されていない場合は、住民監査請求の要件が満たされず請求を受理することができません。職員の氏名がわからなくても、〇〇課の課長、〇〇課の〇〇を担当した職員など出来るだけ具体的に記載する必要があります。

#### ② **いつ、どのような行為をしたか**

請求の対象となる行為は、3の枠内に記載している財務会計上の行為又は怠る事実に限られます。対象となる行為等を特定することができるよう、時期や内容を具体的に記載します。

なお、この行為があった日又は終わった日から1年を経過した場合は、正当な理由がない限り請求をすることはできません。

#### ③ **その行為等が、どのような理由で違法又は不当であるか**

請求の対象となる行為等は、どのような理由で違法又は不当であるのかを具体的に示す必要があります。

#### ④ **その結果、境港市にどのような損害が生じているのか**

請求の対象となる行為等は、境港市に何らかの損害を与える財務会計上の行為又は怠る事実に限ります。このため、境港市にどのような損害が生じたか、又は生じる恐れがあるのかを具体的に記載する必要があります。

#### ⑤ **このため、どのような措置を求めているのか**

請求の対象となる行為等に対しどのような措置を求めるのかを記載します。住民監査請求は、次の措置を求めることができます。

##### a 防止

公金支出の差止めなど、財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置

##### b 是正

契約の解除など、財務会計上の行為を事後に是正するために必要な措置

- c 怠る事実を改める  
未収金の徴収など、財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置
- d 損害の補填  
境港市の被った損害を補填するために必要な措置

⑥ **その他**

- a 請求の対象となる行為等があった日又は終わった日から1年を経過して請求する場合には、請求書にその旨を記載します。この場合は、正当な理由があることを証明する必要があります。
- b 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める場合には、請求書にその旨及びその理由を記載する必要があります。

(2) 事実を証明する書類

事実を証明する書類として何を添付するかは特にありませんが、一般的なものを挙げると、次のとおりです。

<事実証明書の例>

- ・ 公文書開示制度により入手した財務会計書類などの写し
- ・ 公文書開示制度により入手した関係職員などの作成した公文書の写し
- ・ 請求される方などが市に対して行った照会の回答
- ・ 違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事 など

**5 監査の結果等に不服があるときは、どうすればよいですか？**

不服がある場合は住民訴訟を提起することができます。(地方自治法第242条の2)

但し、住民訴訟の対象は、『違法な行為又は怠る事実』に限ります。また、提起できる期間は次の表のとおりとなりますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服がある場合 (監査を実施せず却下されたことに不服がある場合も含む)	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた市長や職員等の措置に不服がある場合	措置にかかる監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日(個別外部監査の場合は90日)以内に監査又は勧告を行わないとき	60日(90日)を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

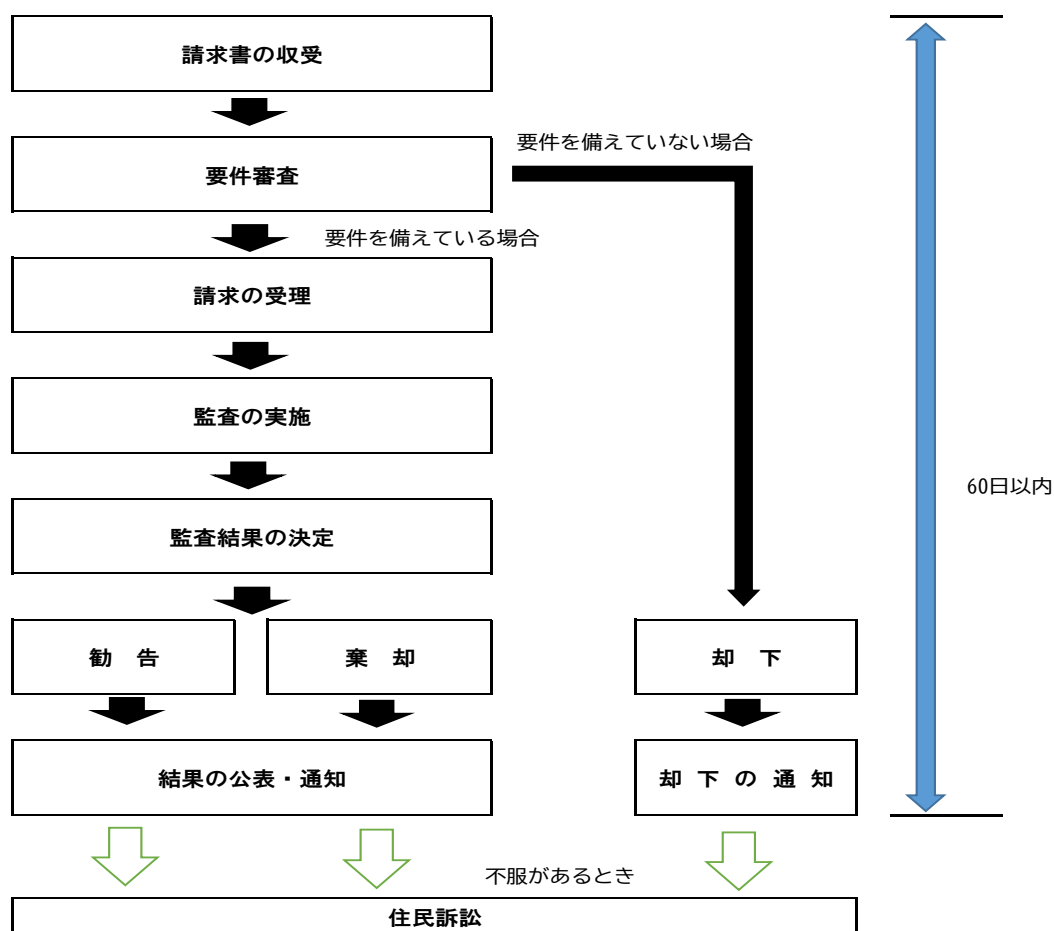
## 《住民監査請求の流れ》

住民監査請求に関する書類が提出された場合には、提出された請求の内容が、地方自治法に定める住民監査請求の要件を備えているかどうかを審査します。

要件審査の結果、要件を備えていないと判断した場合は、請求を却下し、審査は行いません。この場合、その旨を文書で通知します。

要件審査の結果、要件を備えていると判断した場合は監査を行います。監査の結果、監査委員の判断結果が、請求内容に理由がある（請求書に記載された違法若しくは不当な行為又は怠る事実がある）と判断した場合は、請求の対象となる者に勧告し、理由がないと判断した場合は、請求を棄却します。この場合、住民監査請求を受理した日から60日以内に、その旨を市ホームページで公表するとともに文書で通知します。

なお、この結果に不服がある場合は住民訴訟を提起することができます。



【お問い合わせ先】

境港市監査委員事務局

0859-47-1081

【参考】

請求書の様式です。これを参考に作成してください。縦書きでも横書きでも構いませんが、記載漏れがないよう、チェックシートで確認してください。

【参考 様式1】

境港市職員措置請求書

境港市長（又は〇〇課長、〇〇課の職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨（具体的に記載してください。）

(1)誰が

(2)いつ、どのような財務会計上の行為をしたか

(3)その行為等が、どのような理由で違法または不当であるか

(4)その結果、境港市にどのような損害が生じているのか

(5)このため、どのような措置を求めているのか

2 請求者

（請求者が複数の場合、代表者を定め、連署する。）

住所

氏名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

境港市監査委員 様

【参考 様式2（個別外部監査を求める場合）】

## 境港市職員措置請求書

境港市長（又は〇〇課長、〇〇課の職員） に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

(1)誰が

(2)いつ、どのような財務会計上の行為をしたか

(3)その行為等が、どのような理由で違法または不当であるか

(4)その結果、境港市にどのような損害が生じているのか

(5)このため、どのような措置を求めているのか

### 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

公認会計士、弁護士、税理士等の外部監査人に監査を求めることの原因を記載してください。

### 3 請求者

（請求者が複数の場合、代表者を定め、連署する。）

住所

氏名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

あわせて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 年 月 日

境港市監査委員 様

◆提出する前に確認してください◆

チェックシート	
請求の要旨について	<input type="checkbox"/> 対象者はだれか 境港市長、境港市の行政委員会又は委員、境港市職員に該当するか <input type="checkbox"/> いつ、どのような行為をしたか 財務会計上の行為又は怠る事実が明確か <input type="checkbox"/> その行為等が、どのような理由で違法又は不当であるか 理由は明確か <input type="checkbox"/> その結果、境港市にどのような損害が生じているのか 境港市に何らかの損害を与える（住民全体として損害を被る）ことが明確か <input type="checkbox"/> このため、どのような措置を求めているのか 防止、是正、怠る事実を改める、損害の補填など求めている措置は明確か
請求書の記載事項等について	<input type="checkbox"/> 請求の要旨は、上段で全てチェックしているか <input type="checkbox"/> 請求者は、境港市民又は本店等の所在地が境港市にある法人か <input type="checkbox"/> 請求者の氏名は自署しているか <input type="checkbox"/> 請求年月日を記載しているか <input type="checkbox"/> 宛先に「境港市監査委員」と記載しているか <input type="checkbox"/> 事実を証明する書類は添付しているか <input type="checkbox"/> 財務会計上の行為等があった日から1年以上経過している場合には、正当な理由があることを説明しているか <input type="checkbox"/> 個別外部監査契約に基づく監査を求める場合には、その旨とその理由を記載しているか



提出は、境港市監査委員事務局までご持参いただくか、  
又は郵送してください。

郵送先 〒684-8501

境港市上道町3000 境港市監査委員事務局